

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社D.pods
主たる事務所の所在地	〒154-0011 東京都世田谷区上馬1-33-16 小川ハイツ301
代表者(職名・氏名)	代表取締役 中村 大地
設立年月日	2025年3月10日
電話番号	03-6450-7609

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	@コレモ訪問看護
サービスの種類	訪問看護
事業所の所在地	〒154-0011 東京都世田谷区上馬1-33-16 小川ハイツ301
電話番号	03-4218-6953
指定年月日・事業所番号	2026年2月1日指定
管理者の氏名	畠山 来美
通常の実業の実施地域	世田谷区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師等その他省令で定める者が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日(祝日含む)まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及びGW(5月3日から5月5日)を除きます。
営業時間	午前9時から午後18時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1人、非常勤 4人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 1人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 畠山 来美
----------	--------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分】

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで(看護師・理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円

訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問(2人目まで)	看護師の場合(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問(3人目以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
	理学療法士等の場合(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円

※同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金変動します。

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回/訪問者2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回/訪問者3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上/訪問者2人まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上/訪問者3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円

緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算 (6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時/18～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ 職員と同行	同一建物2人 以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人 以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	その他職員と同行	同一建物2人 以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人 以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定 める場合】 1日1回	同一建物2人 以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人 以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定 める場合】 1日2回	同一建物2人 以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人 以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定 める場合】 1日3回	同一建物2人 以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物3人 以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 1月につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 1月につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組 を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象	8,400円	840円	1,680円	2,520円

	の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合				
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

※退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあつては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る

- (1) 介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患(※該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。
- (2) 医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。

※厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。

- (イ) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
- (ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※24時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

【精神訪問看護の場合】

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

				利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師 保健師 作業療法士 の場合	同一建物 同一日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
			30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
			30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同一建物 同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
			30分以上	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
			30分以上	3,280円	328円	656円	984円

訪問看護基本療養費Ⅳ

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
外泊を1泊2日以上する場合 1回のみ算定	8,500円	850円	1,700円	2,550円

※入院中に退院後訪問看護を受けようとする方が、在宅療養に備えて一時的に外泊する場合

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

				利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
長時間精神科訪問看護加算				5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時/18～22時)				2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)				4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回 訪問加算	1日2回	同一建物2人以下		4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物2人以下		8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
複数名精神科 訪問看護加算	看護師 保健師 作業療法士 の場合	1日1回	同一建物 2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物 2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物 3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上	同一建物 2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物 3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
看護補助者 精神保健福祉士の場合		同一建物 2人以下	3,000円	300円	600円	900円	
		同一建物 3人以上	2,700円	270円	540円	810円	

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護 管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護 管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護 管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 1月につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 1月につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方 へ療養上必要な指導を 長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管 理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2の イの利用者	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2の ロの利用者	5,800円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他の療養費

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費1	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費2	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス前日までの営業時間内の場合	キャンセル料は不要です。
利用予定日の当日およびご連絡のない場合	1提供当たりの料金の10割分を請求いたします。

(3) 保険適用外(自費料金)

死後処置料(エンゼルケア) 22,000円

支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
指定口座より自動振替	サービスを利用した月の翌月26日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。※振込手数料はお客様負担となります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

※お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

(4) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・畠山 来美
-------------	-----------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(5) 身体的拘束などについて

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束などを行いません。ただし、自傷他害などのおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束などを行なうことがあります。その場合は、態様および時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束などをなくしていくための取り組みを積極的に行ないます。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束などを行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性……身体的拘束など以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束などを解く場合。

(6) 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

(7) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

(8) 身分証携行義務

訪問介護員などは、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(9) 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

(10) 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

(11) 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(12) サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情発生時は、本人・家族及び関係職員から速やかに事実確認を行う
- ・管理者へ報告し、必要に応じて職員全体で検討する
- ・翌日までに謝罪・改善など具体的対応を実施する
- ・解決困難な場合は、保険者等へ相談し助言を得る
- ・内容を記録・共有し、マニュアル整備や研修により再発防止を図る
- ・事故発生時は、関係機関と連携し迅速に対応する

② 苦情申立の窓口

事業所	@コレモ訪問看護 管理者 畠山 来美	電話番号:03-4218-6953 FAX番号:03-6450-7609 受付時間:月～金曜日 9:00～18:00 (但し、祝日及び12月31日～1月3日、5月3日～5月5日までを除く)
世田谷区 保健福祉サービス苦情審査会事務局		電話番号:03-5432-2605 FAX番号:03-5432-3017
東京都国民健康保険団体連合会		電話番号:03-6238-0177

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	----------

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都世田谷区上馬1-33-16-301
	法人名	株式会社D.pods
	代表者名	代表取締役 中村 大地
	事業所名	@コレモ訪問看護
	管理者名	畠山 来美
	説明者名	

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人・代筆者 ※代筆でない場合は記入不要	住所	
	氏名	続柄